週休２日促進工事の実施について【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

１．本工事は、『島根県営繕工事における週休２日促進工事実施要領』に基づき、発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

２．週休２日の考え方は以下のとおりである。

（１）「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。

（２）「通期の週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。

（３）「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（４）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

（５）「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（６）「月単位の４週８休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（７）「通期の４週８休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

３.受注者は、工事着手前に、月単位の週休２日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等

に明示する。

４．監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

５．月単位の４週８休以上（現場休息率28.5％（８日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の４週８休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の４週８休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

見積単価についても、月単位の４週８休以上（現場閉所率 28.5％（８日/28 日）以上）を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、月単位の４週８休に満たない場合は、必要に応じて、請負代金額を減額変更する。

６．本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。